

兵庫県 e スポーツ推進検討会開催要綱

(目的)

第1条 e スポーツの活用可能性等について、関係団体・事業者、有識者等の意見を聴取するため、兵庫県 e スポーツ推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) e スポーツの社会的意義、活用可能性
- (2) その他 e スポーツの推進に関し必要な事項

(運営)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会の開催に係る構成員の招集は企画部総合企画局長(以下「総合企画局長」という。)が行う。
- 3 構成員は、事故その他やむを得ない理由により検討会に出席できないときは、あらかじめ、総合企画局長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 検討会の議事は、総合企画局長又は総合企画局長を補助する職員が進行する。

(謝金)

第4条 構成員及び構成員の代理人が、検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第5条 構成員及び構成員の代理人が、検討会の職務に従事するため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第6条 検討会の事務は、企画部総合企画局総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

兵庫県eスポーツ推進検討会 構成員名簿(50音順)

氏名	役職等
折田 楓	(株)merchu 代表取締役
金井 庸泰	兵庫県eスポーツ連合 副会長
中島 賢一	NTT西日本(株)イノベーション戦略室 担当課長
朴 延	(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 主任研究員
松尾 巖潔	神戸電子専門学校 学務グループリーダー

(第4条関係)

1日につき12,500円とする。